

## 関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第363号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。（関税暫定措置法施行規則第12条部分）
- 2 この省令は、関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第363号）の施行の日から施行することとする。（附則関係）